

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地			
名古屋医健スポーツ専門学校		平成25年3月28日		木村 一郎		〒 460-0008 (住所) 愛知県名古屋市中区栄3-20-3 (電話) 052-238-3455			
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地			
学校法人滋慶コミュニケーションアート		平成17年3月3日		浮舟 雅信		〒 604-8203 (住所) 京都府京都市中京区衣櫛町51-2 (電話) 075-257-6507			
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度		
医療	医療専門課程		柔道整復科(昼間1部)		平成25(2013)年度	-	令和 3(2021)年度		
学科の目的	「柔道整復師としてのプライドを持ち、社会に貢献できる人材を育成する」を目的に、伝統技術である柔道整復術を継承することを責務とし、現場で即戦力となる為の知識・技術を身に付け、業界の発展に尽力できる人材を育成します。								
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	柔道整復師の国家資格取得を目指し、知識・技術だけでなく人間教育を行っていく。医療人として相応しい挨拶、コミュニケーションスキル、身だしなみを基本とし、利他の心をもった人材。救護活動、臨床実習、研究発表、多職種連携を通して、柔道整復師のできることを理解し、地域社会、業界から信頼される即戦力のある人材を目指していく。								
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技	
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入		2,775 単位時間	2,040 単位時間	90 単位時間	180 単位時間	0 単位時間	465 単位時間
				144 単位	122 単位	3 単位	4 単位	0 単位	15 単位
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率			
90 人	78 人		0 人		0 %	9 %			
就職等の状況	■卒業者数(C)		24 人						
	■就職希望者数(D)		13 人						
	■就職者数(E)		13 人						
	■地元就職者数(F)		12 人						
	■就職率(E/D)		100 %						
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		92 %						
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		54 %						
	■進学者数		2 人						
	■その他								
	9人								
(令和 6 年度卒業者にに関する令和6年5月1日時点の情報)									
■主な就職先、業界等									
(令和6年度卒業生)									
接骨院、病院、健康増進施設、スポーツ施設 等									
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載				無				
	評価団体:		受審年月:		評価結果を掲載したホームページURL				
当該学科のホームページURL	https://www.nagoya-iken.ac.jp/								
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)								
	総授業時数				2,775 単位時間				
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数				180 単位時間				
	うち企業等と連携した演習の授業時数				0 単位時間				
	うち必修授業時数				2,775 単位時間				
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数				180 単位時間				
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数				0 単位時間				
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)				0 単位時間				
	(B: 単位数による算定)								
	総単位数				144 単位				
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数				6 単位				
	うち企業等と連携した演習の単位数				0 単位				
	うち必修単位数				144 単位				
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数				6 単位				
	うち企業等と連携した必修の演習の単位数				0 単位				
	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)				0 単位				
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して6年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)				7 人				
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)				1 人				
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)				0 人				
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)				0 人				
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)				0 人				
	計				8 人				
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数				8 人				

1.「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

「科学的裏づけを持った確かな技術・知識」と「豊かな人間性」を有し、真の「医の心」を持ち、患者様から、そして社会全体からも信頼される伝統医学の担い手としての柔道整復師となれるように、業界が必要とする人材を業界と共に育成する産学連携教育という考えのもと、授業を実施している。また、教育課程編成委員会や講師会等において、業界・団体の方の意見や動向、要望などを取り入れ、授業内容の見直しや授業方法の改善・工夫等を行っていく。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本校の教育課程編成委員会は、理事会のもとに設置され、(添付 教育課程編成委員会規程参照)、委員会の適切な運営は理事長が担保する。また、学校運営においては、教員組織規則において、「委員会での審議を通じて示された企業等の要請その他の情報、意見を十分に活かし、実績的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしい教育課程の編成に努める」ことが明記され、この定めに従い、委員会を運営する。また教育課程編成委員会の意見はカリキュラム検討会議で審議されたのち、校長の許可を経て決定する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年5月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
藤川 和秀	公益社団法人 愛知県柔道整復師会	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	①
合屋 良	良院堂整骨院	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	③
木村 一郎	名古屋医健スポーツ専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
栗栖 昭五	名古屋医健スポーツ専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
杉本 佳史	名古屋医健スポーツ専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
米女 博司	名古屋医健スポーツ専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
加藤 雄大	名古屋医健スポーツ専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (5月、2月)

(開催日時(実績))

第1回 令和6年6月1日 14:00～15:00

第2回 令和7年2月1日 14:00～15:00

第1回 令和7年5月24日 14:00～15:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

柔道整復師の資格取得を目指しているにも関わらず、柔道整復理論が弱い傾向にあるとの意見がある。その原因の一つに専門基礎科目(運動器の局所解剖、機能解剖など)の理解不足が考えられる。理論に先行して専門基礎科目の授業を組み込むことで、各外傷など損傷部位の理解を図る。また、文字情報からの理解のみならず、写真や図を活用し患部を立体的にイメージできるような指導を行う。また学習効果を一人ひとりに理解させるために理解、イメージしたことを適時アウトプットさせる取り組みを増やすことで基礎力の強化を図る。また、近年の入学者に、社会人としてのマナーの低下が見受けられるという意見もある。業界は卒業後は即戦力になりうる学生の育成を望んでいる。学内実習から臨床現場にスムーズに移行できるよう、外部臨床実習を積極的に組み込むこと。各種スポーツイベントに救護活動補助として参加するなど、知識、技術の習得のみならず、臨床現場でのコミュニケーション能力の向上を図ることで、患者、疾病者としてしっかりコミュニケーションがとれる社会人・医療人を育成する。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

本校は、学校と業界が協力をして、業界が求める即戦力の人材を育成し、業界に送り出すという「産学連携教育」を開校以来実施してきた。即戦力としての職業人教育を行うため、業界と連携し、専門知識・技術、人間力を持ち合わせた人材育成を行っている。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実習・演習科目においては、現場の第一線で活躍するプロに非常勤講師を依頼するなど、授業内容を業界関係者と共に企画立案し、その実施及び達成度評価を行っている。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
臨床実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	医療現場の雰囲気慣れる。柔道整復師としての職業意識を育てる。実習を通じて、卒業後のビジョンを具体化する。	青山接骨院、クリタ整骨院、小島接骨院、たかはし鍼灸接骨院、高畑駅前接骨院、さくらはり灸接骨院等
臨床実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	実践的な技術と判断力を養う。柔道整復師としての一連の業務を体験。就職後に即戦力となるための準備をする。	青山接骨院、クリタ整骨院、小島接骨院、たかはし鍼灸接骨院、高畑駅前接骨院、さくらはり灸接骨院等

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

学園の定める教員研修規定において、教員の授業内容・教育技法の改善並びにクラス運営方法の向上、マネジメント能力を含む指導力の向上を研修の目的と定めています。PDCAサイクルを展開することを年間の教育活動の中心に捉え、ファカルティ・デベロップメント活動を推進する「FDミクロレベルフォローアップ研修」。中途退学者防止と国家試験全員合格に向けた「学生一人ひとり」に対する「国家試験対策研修会」を筆頭に各研修を学期が変更するタイミングで計画的に受講させています。そこで学んだことを① キャリア教育の視点、② 一人ひとりを見ていく視点さらに、専任教員と兼任教員で組織する講師会議において共有し、授業内容のチェック、教育技法改善に向けた研修を実施しています。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	第66回全国柔道整復学校協会教員研修会	連携企業等:	公益財団法人全国柔道整復学校協会
期間:	令和6年9月21日-22日(土・日)	対象:	専任教員
内容	メインテーマ「柔道整復の新時代へ」「読む」とはどういうことか?、「プロフェッショナルリズムを育成する教育の実践」専門家として生涯にわたり学び続けることの大切さ、教育に生かすコミュニケーション技術		
研修名:	第33回日本柔道整復接骨医学会	連携企業等:	公益財団法人日本柔道整復接骨医学会
期間:	令和6年11月30日-12月1日(土・日)	対象:	専任教員
内容	柔道整復師～多様性の時代にどう生きるか、接骨院もチェーン展開されたり、昔ながらの徒弟制度の崩壊、急性外傷の施術ではなく、機能訓練士として地域の介護や福祉に貢献している柔道整復師、スポーツトレーナーとして地域の学校運動部活に貢献している柔道整復師もいて、働き方が多様化してきている。地域住民の意識も変化して求める役割も多様化している。その中でどう生き残っていかを考える。		
②指導力の修得・向上のための研修等			
研修名:	FDミクロレベル<クラスマネジメント>研修Ⅱ	連携企業等:	滋慶教育科学研究所
期間:	令和6年6月5・6・14日(水・木・金)	対象:	専任教員
内容	滋慶学園における担任の「クラスマネジメント」の定義に共感、クラスマネジメントのポイントを理解し、「クラス」をひとりで支えることなく、学生のセーフティーネットの運用のため「実行計画」作成、実践、修正ができるようになる。		
研修名:	教職員カウンセリング研修<2次>	連携企業等:	滋慶教育科学研究所
期間:	令和6年7月24・25日(水・木・金)	対象:	専任教員
内容	滋慶学園グループの全教職員がカウンセリングマインドを身につけて、学生や保護者に対応できるようにスキル向上を目指し資格を取得する。		

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	第67回全国柔道整復学校協会教員研修会	連携企業等:	公益財団法人全国柔道整復学校協会
期間:	令和7年9月27日-28日(土・日)	対象:	専任教員
内容	メインテーマ:『柔道整復の新時代へ』福岡国際会議場 学科長のマネジメント”学校の命運は学科長が握っている”『柔整ブランディング』 パネルディスカッション『筋腱移行部損傷の修復過程の組織学的解析』『魅力の伝承 ～柔道整復師～』『教育機関と臨床現場の融合を目指して』		
研修名:	第34回日本柔道整復接骨医学会	連携企業等:	公益財団法人日本柔道整復接骨医学会
期間:	令和7年12月6日-12月7日(土・日)	対象:	専任教員
内容	「エンジョイ学会！エンジョイ柔道整復接骨医学！～オール柔道整復師の学会をめざして～」		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	国家試験対策研修会	連携企業等:	滋慶教育科学研究所(JESC)
期間:	2025年6月4日(水)	対象:	教員
内容	国家試験合格率の更なる向上に向けて、昨年度の国家試験の結果の振り返り、出題傾向の分析、効果的な国試対策の手法等を研修する。		
研修名:	教職員カウンセリング研修＜2次＞	連携企業等:	滋慶教育科学研究所
期間:	令和年9月17～19日、9月24～26	対象:	専任教員
内容	滋慶学園グループの全教職員がカウンセリングマインドを身につけて、学生や保護者に対応できるようにスキル向上を目指し資格を取得する。		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

卒業生、保護者代表、近隣関係者、高校関係者並びに、業界関係者により構成される学校関係者評価委員会を組織し、この委員会が、学校教職員が行った自己点検・自己評価の内容を審議・評価することを通じ、学校運営の改善に生かす事を方針とする。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	「理念・目的・育成人材像は定められているか」 「学校の特色は何か」 「学校の将来構想を抱いているか」
(2)学校運営	「運営方針は定められているか」 「事業計画は定められているか」 「運営組織や意思決定機能は、効率的なものになっているか」 「人事や賃金での処遇に関する制度は整備されているか」 「意思決定システムは確立されているか」 「情報システム化等による業務の効率化が図られているか」□
(3)教育活動	「各学科の教育目標、育成人材像は、その学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向付けられているか」 「修業年限に対応した教育到達レベルは明確にされているか」 「カリキュラムは体系的に編成されているか」 「学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置付けをされているか」 「キャリア教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法などが実施されているか」 「授業評価の実施・評価体制はあるか」 「育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか」 「教員の専門性を向上させる研修を行っているか」 「成績評価・単位認定の基準は明確になっているか」 「資格取得の指導体制はあるか」
(4)学修成果	「就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られているか」 「資格取得率の向上が図られているか」 「退学率の低減が図られているか」 「卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか」
(5)学生支援	「就職に関する体制は整備されているか」 「学生相談に関する体制は整備されているか」 「学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか」 「学生の健康管理を担う組織体制はあるか」 「課外活動に対する支援体制は整備されているか」 「学生寮等、学生の生活環境への支援は行われているか」 「保護者と適切に連携しているか」 「卒業生への支援体制はあるか」□
(6)教育環境	「施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか」 「学外実習、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか」 「防災に対する体制は整備されているか」□
(7)学生の受入れ募集	「学生募集活動は、適正に行われているか」 「学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか」 「入学選考は、適正かつ公平な基準に基づき行われているか」 「学納金は妥当なものとなっているか」□

(8)財務	「中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか」 「予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか」 「財務について会計監査が適正に行われているか」 「財務情報公開の体制整備はできているか」
(9)法令等の遵守	「法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか」 「個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか」 「自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか」 「自己点検・自己評価結果を公開しているか」□
(10)社会貢献・地域貢献	「学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行っているか」 「学生のボランティア活動を奨励、支援しているか」
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校で毎年定める事業計画の実行方針において提起された目標(カリキュラムのイノベーション、中途退学防止、卒業後の離職防止等)を具体化するため、企業等からのヒアリングを行い、業界の動きを踏まえた実行計画を作成している。
企業等への具体的な情報提供方法としては、業界関係者である兼任教員と教職員の間で講師会議を開催し、授業科目編成や各科目のシラバスなどについて審議を行い、そこで出された意見を反映させている。
インターンシップ(業界研修)においては、実習先へ教員が訪問し、学生の実習状況始め、学校・学科運営に対する意見を聞き取る等を実施し、意見集約とその反映を行っている。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
白 瀧 正人	栄学区区政協力委員会	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	地域関係者
後藤 アミ	医療法人和光会 川島病院	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	卒業生代表
橋本 さゆり	在校生保護者	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	保護者代表
三輪 義之	愛知県立大府東高等学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	高等学校関係者
藤川 和秀	公益社団法人 愛知県柔道整復師会	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
長谷川 栄一	一般社団法人 愛知県鍼灸師会	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
霊池 恵量	公益財団法人 愛知県スポーツ協会	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
青木 一樹	公益社団法人 愛知県理学療法士会	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
佐久間 大輔	一般社団法人 愛知県作業療法士会	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
水草 あゆみ	公益社団法人 愛知県歯科衛生士会	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
笹野 大栄	公益社団法人 名古屋市私立幼稚園協会	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
大鹿 裕司	一般社団法人 愛知県調理師会	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: URL:https://www.nagoya-iken.ac.jp/school/pdf/sec09/1_selfcheck_evaluationcommittee.pdf

公表時期: 令和7年6月30日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校で毎年定める事業計画の実行方針において提起された目標(カリキュラムのイノベーション、中途退学防止、卒業後の離職防止等)を具体化するため、企業等からのヒアリングを行い、業界の動きを踏まえた実行計画を作成している。

企業等への具体的な情報提供方法としては、業界関係者である兼任教員と教職員の間で講師会議を開催し、授業科目編成や各科目のシラバスなどについて審議を行い、そこで出された意見を反映させている。

また、インターンシップ(業界研修)においては、実習先へ教員が訪問し、学生の実習状況始め、学校・学科運営に対する意見を聞き取る等を実施し、意見集約とその反映を行っている。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	校長名、所在地、連絡先、学校の沿革、建学の理念、学校安全関連、保健対策
(2)各学科等の教育	受入方針、定員、カリキュラム(教科課程表)、学年歴、卒業・進級判定基準、卒業と同時に取得する称号、卒業後の主な就職先、科目配当表、時間割、年間の授業計画、シラバス等の情報提供。就職や資格の実績の公表。
(3)教職員	教職員数、学校組織図、教員の実績、教職員組織、専門性などの情報の提供。
(4)キャリア教育・実践的職業教育	就職サポート、産学協同教育
(5)様々な教育活動・教育環境	設備紹介、海外実学研修、課外活動
(6)学生の生活支援	中途退学防止への取り組み、進路変更委員会・SSC、健康管理
(7)学生納付金・修学支援	学費一覧、奨学金・教育ローン案内等
(8)学校の財務	財務資料
(9)学校評価	学校関係者評価委員会
(10)国際連携の状況	留学生支援、留学生の受け入れ状況
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他())

URL: https://www.nagoya-iken.ac.jp/school/public_info.html

公表時期: 令和7年6月30日

授業科目等の概要

(医療専門課程 柔道整復科 (昼間1部))															
	分類		授業科目名	授業科目概要	配当 年次・ 学期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法		場所		教員 専 任	企業 等との 連携		
	必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験・ 技 術・ 実 習	校 内			校 外	
1	○		生物学	細胞・組織学を中心に生物学の基礎知識を習得している。解剖学・生理学を学ぶ上で基礎知識を修得している。	1 ② ③	60	4	○			○				
2	○		保健体育Ⅰ	スポーツに伴う身体の変化を理解することができる。外傷、障害の発生メカニズムを考察でき、予防することができる。	1 ②	30	2	○			○				
3	○		保健体育Ⅱ		3 ① ②	60	2	○			○		○		
4	○		情報社会学	コンピュータの基本的な操作方法を修得している。ワード・エクセルなどのソフトウェアの使用ができるようになる。	1 ② ③	60	4	○			○		○		
5	○		表現法	筋骨格系の特徴を模写することで、名称や特徴、機能など理解している。筋、骨格を描くことができる。	1 ①	15	1	○			○				
6	○		外国語	グローバルな感性を養い、コミュニケーションに必要な最低限度の会話をすることができる。	1 ③	15	1	○			○		教員		
7	○		解剖学Ⅰ	柔道整復師に必要な人体の構造を中心とした基礎的な解剖学的知識を学び、説明することができる。	1 通	90	6	○			○		○		
8	○		解剖学Ⅱ		2 通	45	3	○			○		○		
9	○		解剖学Ⅲ		3 通	90	6	○			○		○		
10	○		生理学Ⅰ		1 通	90	6	○			○		○		
11	○		生理学Ⅱ		3 通	6	6	○			○		○		
12	○		生理学Ⅲ	人間の運動にかかわる身体の機能と構造について理解し、説明することができる。	2 ② ③	60	4	○			○		○		
13	○		運動学		2 ② ③	45	3	○			○		○		
14	○		高齢者・競技者の生理的特徴	高齢者・競技者の生理的特徴について理解し、説明することができる。	2 ③	30	2	○			○		○		
15	○		病理学Ⅰ	疾病の原因・各種の疾患について理解し、説明することができる。	2 ② ③	45	3	○			○		○		
16	○		病理学Ⅱ		3 ①	45	3	○			○		○		
17	○		一般臨床医学	柔道整復師として必要な診察法、検査法、および代表的な内科疾患について理解し、実践することができる。	2 ② ③	45	3	○			○		○		
18	○		外科学概論	外科学の基礎を理解し、説明することができる。	2 ② ③	45	3	○			○		○		
19	○		整形外科	整形外科における疾患別各論、症例について理解し、説明することができる。	2 ③	45	3	○			○		○		
20	○		リハビリテーション医学	リハビリテーション医学の基本的な知識、評価法、診断、技術の実践を理解し、説明することができる。	3 ② ③	45	3	○			○		○		
21	○		柔道整復の適応	柔道整復の適応について、知識を深め現場で見極めができるような能力を身につけることができる。	2 ③	30	2	○			○		○		
22	○		衛生学・公衆衛生学Ⅰ	医療従事者として必要な健康や保健に関する概念を理解し、説明することができる。	1 ① ②	45	3	○			○				
23	○		衛生学・公衆衛生学Ⅱ		3 ② ③	45	3	○			○		○		
24	○		関係法規	柔道整復師として必要な基本的法規を理解し、説明することができる。	2 ③	30	2	○			○		○		
25	○		柔道	柔道の精神を学び、基本的な礼法や技法について修得し、実践することができる。	1 通	90	3	○			○		○		
26	○		職業倫理	一般的な職業倫理を理解することで柔道整復師に求められる倫理観を学び、構築することができる。	1 ②	15	1	○			○		○		
27	○		社会保障制度	日本の社会保障制度の仕組み、運営方法などを学び、有効な活用法や問題点について考えるための必要な知識と能力を修得することができる。	1 ③	15	1	○			○		○		

28	○		柔道整復学Ⅰ	骨折や脱臼、捻挫、その他筋、腱などの軟部損傷に対して施術を行う上での必要な基本的知識を修得し、総論的に説明することができる。	1 通	90	3	○			○	○		
29	○		柔道整復学Ⅱ		1 通	90	3	○			○	○		
30	○		柔道整復学Ⅲ		1 通	30	1	○			○	○		
31	○		柔道整復学Ⅳ		2 通	90	3	○			○		○	
32	○		柔道整復学Ⅴ		3 ② ③	60	2	○			○		○	
33	○		外傷の保存療法	骨折脱臼など外傷に対する保存療法についての基礎知識を修得し具体的な方法について説明し実践することができる。	2 ①	15	1	○			○	○		
34	○		臨床柔道整復学Ⅰ	基礎柔道整復学で学んだことを基に、より高度な知識や技術を修得するとともに説明し実践することができる。	2 通	90	6	○			○	○		
35	○		臨床柔道整復学Ⅱ		2 ②	30	2	○			○		○	
36	○		臨床柔道整復学Ⅲ		3 通	90	6	○			○		○	
37	○		臨床柔道整復学Ⅳ		3 通	90	6	○			○	○		
38	○		臨床柔道整復学Ⅴ		3 ① ②	60	4	○			○		○	
39	○		柔道整復術適応の臨床的判断	柔道整復術適応について、症例を用いることで学び、臨床的に判断することができる。	3 ①	30	2	○			○		○	
40	○		物理療法の取り扱い	物理療法の機能的特徴から、操作方法、取り扱い、適応、禁忌について学び、実践することができる。	2 ③	15	1	○			○	○		
41	○		基礎柔道整復実技Ⅰ	基礎的な柔道整復学を活用し、模範的に整復法や固定法などの実技を行うことができる。臨床に近い技術の基本を修得し実践することができる。	1 通	90	3				○	○	○	
42	○		基礎柔道整復実技Ⅱ		1 通	90	3				○	○	○	
43	○		基礎柔道整復実技Ⅲ		3 通	90	34				○	○		○
44	○		柔道整復実技Ⅰ	柔道整復師の基礎知識を学んだうえで、整復固定法、後療法についての具体的な方法、活用の仕方、応用などを行い、技能を実践することができる。	2 ② ③	45	1				○	○	○	
45	○		柔道整復実技Ⅱ		2 通	90	3				○	○		○
46	○		柔道整復実技Ⅲ		3 ① ②	60	2				○	○	○	
47	○		高齢者・競技者の外傷予防	高齢者から競技者の外傷予防についての基礎知識、具体的な方法、技術を修得し実践することができる。	2 ③	30	2	○			○	○		
48	○		臨床実習Ⅰ	現場での実習を通して、問診から後療法（物理療法、運動療法など）を学び、基礎的な方法から応用までを疾患別に修得し実践することができる。	2 ①	90	2				○	○		○
49	○		臨床実習Ⅱ		3 ①	90	2				○	○		○
合計					49	科目	144(2775) 単位（単位時間）							

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	履修すべき学科目がすべて認定されていること。出席すべき日数が3分の2以上であること。各学科目及び実習にかかる出席時間数が所定の時間を満たしていること。学校長が授業科目の成績評価及び卒業判定会議の審議に基づき、課程修了の認定を行う。	1学年の学期区分	3期
履修方法：	全ての科目を履修しなければならない。	1学期の授業期間	15週

（留意事項）

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。